令和７年（フ）第２１３４号
愛知県小牧市大字舟津字柏瀬１番地７　スペクトル舟津弐番館1103、住民票上の住所愛知県小牧市大字小牧原新田621番地７
破産者　田中伸太郎
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３１号
愛知県尾張旭市長坂町南山2874番地145　ラポール旭Ｃ－201、従前の住所愛知県尾張旭市庄南町２丁目８番地15　アメシスト201号室
破産者　福岡　友香
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８８３号
愛知県日進市藤島町前田３番地１
破産者　大嶋　　巧
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８号
代替住所Ａ、住民票上の住所愛知県一宮市馬見塚字又木48番地７
破産者　田中　真矢
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
愛知県岡崎市柱町字鐘場１番地65　Ｐａｌｅｔｔｅ－Ｏ４　201
破産者　石田　　翠
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６５６９号
大阪府守口市佐太中町２丁目３番７－206号
破産者　谷川興業こと　谷川　廣和
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１９号
大阪市平野区平野西４丁目１番10―407号
破産者　濱路　雄介
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２９９号
広島市安佐南区長楽寺２丁目３番43号
破産者　原田久美子
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７５号
広島市西区己斐上２丁目71番10－７号
破産者　小笠原美智子
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０号
大分市角子原１丁目12番13号　ロジュマンラフォーレＣ101
破産者　相濱貴和子
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５号
釧路市住吉１丁目３番１号
破産者　山田　直樹
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９７号
横浜市鶴見区駒岡２丁目２番55号
破産者　金子　裕一
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６８号
横浜市泉区和泉町6487－１　サンルーム和泉106、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目47番11号
破産者　宮崎　翔平
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０４号
横浜市神奈川区神大寺３丁目31番20号　ガーデンヒルズ神大寺201号
破産者　澤村　貴文
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２３号
横浜市神奈川区神奈川本町２番地３　オピュレ横浜206号
破産者　岡田　隆幸
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８５号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目４番３－204号
破産者　椿　　健人
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７６号
横浜市西区桜木町７丁目39番地　グリフィン横浜・高島町501号
破産者　金城　　俊
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２２号
横浜市緑区台村町578番地１　第六丸正ビル105
破産者　須田　優大
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部